

岩手県告示第474号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第55条において準用する同法第50条の2の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、指定を受けた施術者の開設する施術所の名称の変更について次のとおり届出があった。

平成24年7月10日

岩手県知事 達 増 拓 也

施術者の氏名	施術者の開設する施術所		所在地	変更年月日
	名 称			
	変更前	変更後		
鈴木 利奈	ゆとり在宅マッサージ	ゆとり鍼灸整骨院	一関市青葉一丁目10番7号	平成23年7月1日